

【参考資料】

- 岩手県地域医療対策協議会設置要綱 P2 - 3
- 岩手県奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針 P4 - 10
- 岩手県キャリア形成プログラムについて
 - 資料3 別添 キャリア形成プログラム（地域枠A） P11 - 14
 - 資料3 別添 キャリア形成プログラム（地域枠B・C・東北大地域枠） P15 - 17
 - 資料3 別添 キャリア形成プログラム（地域枠D） P18 - 20
 - 資料3 別添 キャリア形成プログラム（東北医科薬科A方式） P21 - 24

岩手県地域医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1 本県における地域医療の充実・確保に向け、医師の養成・確保と県内への定着の促進並びに医師派遣・配置体制等のあり方について検討するため、岩手県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。

- (1) 地域医療を担う医師の養成・確保と定着の促進に関すること。
- (2) 医師派遣・配置に関すること。
- (3) 地域医療支援機構運営事業に関すること。
- (4) その他本協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3 協議会は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に掲げる者から知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 協議会には、会長及び副会長を置く。

3 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名するものとする。

4 協議会の座長は会長が務めるものとし、会長に事故あるときは副会長が、その職務を行う。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(部会専門委員)

第5 協議会に、新専門医制度に係る検討及び調整を行うため、部会専門委員を置く。

2 部会専門委員は、会長の指名する委員の所属する団体等が推薦する者のうちから知事が委嘱する。

3 部会専門委員の任期は、その都度定めるものとする。

(招集)

第6 協議会は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(新専門医制度部会)

第7 協議会に、新専門医制度に係る検討及び調整を行うため、新専門医制度部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 専門研修プログラムによる医師の配置等の明らかな偏在の解消に関すること。
- (2) 専門研修プログラムを実施する必要がある医療機関に関すること。
- (3) 日本専門医機構等に対する専門研修に係る意見陳述に関すること。
- (4) その他専門研修プログラムの実施等に当たり必要な事項に関すること。

3 部会は、委員のうちから会長の指名する委員（以下「部会委員」という。）及び部会専門委員をもって構成する。

4 部会に部会長を置き、部会長は部会委員及び部会専門委員の互選によるものとする。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会の座長は部会長が務めるものとし、部会長に事故があるときは、部会委員及び部会専門委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

7 協議会は、協議会があらかじめ指定する事項について、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(専門組織)

第8 協議会の所掌に係る専門的事項を検討し、関係する事業を実施するため、協議会に、別表に定める専門組織を置く。

2 専門組織の設置及び運営等に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第9 協議会の庶務は、岩手県保健福祉部医療政策室において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- この要綱は、平成 16 年 12 月 3 日から施行する。
この要綱は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。
この要綱は、平成 23 年 2 月 10 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。
この要綱は、令和元年 7 月 29 日から施行する。

別表

| 専門組織の名称 | 所掌事項 |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 岩手県地域医療支援機構 | 要綱第 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める事項に係る専門的事項 |
| いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ワーキンググループ | 要綱第 2 第 1 項第 1 号に定める事項に係る専門的事項 |

岩手県奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針

(趣旨)

第1条 この方針は、医師修学資金貸付条例（平成20年岩手県条例第9号）に基づく医師修学資金、医療局医師奨学資金貸付条例（昭和40年岩手県条例第40号）に基づく医療局医師奨学資金及び市町村医師養成事業実施規則（平成16年岩手県国民健康保険団体連合会規則第1号）に基づく市町村医師修学資金の貸付けを受けて医師となった者の円滑な義務履行を支援するため、従事先の公的病院等の調整を岩手県（以下「県」という。）、岩手県医療局（以下「県医療局」という。）、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）及び学校法人岩手医科大学（以下「岩手医科大学」という。）が行う場合における基本方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養成医師 医師修学資金、医療局医師奨学資金及び市町村医師修学資金（以下、総称して「奨学金」という。）の貸付けを受けて医師となった者をいう。
- (2) 義務履行 養成医師が、医師修学資金貸付条例第10条、医療局医師奨学資金貸付条例第9条及び市町村医師養成事業実施規則第9条の規定に基づき、貸付けを受けた資金の返還等の免除を受けるため、これらの条例又は岩手県国民健康保険団体連合会規則により定められた公的病院等（以下「義務履行対象施設」という。）において従事することをいう。
- (3) 公的基幹病院 義務履行対象施設のうち、岩手医科大学附属病院以外の県内臨床研修病院（医療局医師奨学資金養成医師にあつては盛岡赤十字病院及び北上済生会病院を、市町村医師修学資金養成医師にあつては盛岡赤十字病院を除く。）をいう。
- (4) 配置調整 県、県医療局、県国保連及び岩手医科大学（以下「配置調整機関」という。）が養成医師の円滑な義務履行を支援するために行う、従事先の公的病院等のマッチングをいう。

(配置調整における基本理念)

第3条 養成医師の配置調整の基本理念は、良医を育て、質の高い地域医療を確保することとする。

2 配置調整機関は、基本理念の実現のため、養成医師を、中小規模の医療機関の診療も行うことができる診療スキルを持ち継続して岩手県の地域医療の核となる人材を育成・配置するよう努めるものとする。

(配置調整方法)

第4条 配置調整機関は、毎年度養成医師の意向を聴き、翌年度の配置調整原案を作成し、調整機関から推薦があった者で組織する岩手県奨学金養成医師配置調整会議（以下「配置調整会議」という。）に提出するものとする。

2 配置調整会議は、各市町村及び義務履行対象施設の意見を聴きながら、前項の配置調整原案の審議を行い、配置調整案を決定する。

3 義務履行対象施設の医師の人事に関し事務を取り扱う者は、前項の案に基づき、養成医師の受入れを行うものとする。なお、この場合において、給与や勤務条件等において養成医師以外の医師と異なる取扱いをしないものとする。

(配置調整の基本方針)

第5条 配置調整機関は、前条第1項の原案の作成にあたって、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した養成医師が、次の各号に定める義務履行対象施設で、当該各号に定める期間、順次従事できるよう配意するものとする。

(1) 医師修学資金養成医師

ア 公的基幹病院での従事 2年間

- ・養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。
- ・専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリケアの総合診療的スキルの習得研修（研修プログラムについては公的基幹病院で別途作成）もあわせて行う。
- ・特に必要と認める場合、週1日は、他の公的基幹病院等で専攻診療科研修の補充を行うことを可能とする。

イ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外の義務履行対象施設への応援診療の実施 2年間

- ・公的基幹病院に勤務しながら原則週1～2日（応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める。）の公的基幹病院以外の義務履行対象施設への応援診療は、診療科の状況や診療形態を考慮の上、応援先施設との調整に基づき行うことを基本とする。
- ・公平性を確保するため、派遣時の勤務曜日、時間帯による勤務実績期間の算定ルールは、別途定める。
- ・特に必要と認める場合、週1日は、他の公的基幹病院等で専攻診療科研修の補充を行うことを可能とする。
- ・イを経ずにウによることを認める。

ウ 公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事 2年間

- ・養成医師の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の義務履行対象施設に配置する。
- ・週1日は、公的基幹病院等（県外を含む。）で専攻診療科研修の補充を行うことも認める。

エ 養成医師の義務履行後の医師としての方向性を考慮した義務履行対象施設での従事 3年間

- ・義務履行終了後の県内勤務を見据え、養成医師の専攻診療科を考慮して配置する。

オ 良医を育てる理念や、全県的な医療体制の観点から、次に掲げる義務履行対象施設以外の施設に従事した期間（大学院への修学を除く。）のうち、それぞれ最大1年間を義務履行と認める。

ア) 岩手県高度救命救急センター（「公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事」の前に行ったものに限る。ただし、第3項の規定により、従事する義務履行施設の順序を変更した場合には、この限りではない。）

イ) 岩手医科大学附属病院総合周産期母子医療センター（小児科又は産婦人科を専攻する養成医師に限る。）

(2) 医療局医師奨学資金養成医師及び市町村医師修学資金養成医師のうち岩手医科大学医学部一般選抜地域枠D（全国枠・診療科指定）（以下「市町村地域枠D」という。）

ア 公的基幹病院での従事 3年間

- ・前号のアと同じ

イ 公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事 2年間

- ・前号のウと同じ

ウ 養成医師の義務履行後の医師としての方向性を考慮した義務履行対象施設での従事 2年間

- ・前号のエと同じ

(3) 市町村医師修学資金養成医師（市町村地域枠Dを除く。）

ア 公的基幹病院での従事 2年間

- ・第1号のアと同じ

イ 公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事 2年間

- ・第1号のウと同じ

ウ 養成医師の義務履行後の医師としての方向性を考慮した義務履行対象施設での従事 2年間

- ・第1号のエと同じ

- 2 前項第2号イ及び第3号イの期間中通算して1年以上、市町村立医療機関において義務履行を行わせるものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、養成医師の義務履行の期間がアからウの期間を通算した期間を超え又は満たないときは、別表1の左欄に掲げる貸与期間に応じ、ア欄からウ欄に掲げる期間、該当する義務履行対象施設で従事するものとする。なお、貸与期間が12年を超え、又は2年に満たないときは、別表の区分に準じて配置調整機関が定めるものとする。
- 4 第1項第1号イからエ、第2号イ及びウ並びに第3号イ及びウについては、県内の医師不足の状況と、診療スキルの向上等、養成医師の事情とを考慮し、特に必要と認めるときは、従事期間が所定の年数に達する前に、従事する義務履行対象施設の順序を変更（ただし、後任医師が確保されている等、義務履行対象施設の運営に支障がない場合に限る。）することができる。この場合において、当該養成医師が公的基幹病院以外の義務履行対象施設から従事を開始するときは、プライマリケアの総合診療的スキルの習得が可能となるよう配置に配慮するほか、次の事項に留意するものとする。
- (1) 養成医師は、公的基幹病院以外の義務履行対象施設に2年間から3年間従事することを原則とする。ただし、前項に該当するものを除く。
- (2) 配置する地域については、医師不足の深刻な沿岸及び県北地域（以下「沿岸部等」という。）の医師確保を優先するため、第1項第1号の養成医師にあつては同号ア又はイの期間中通算して2年以上、第1項第2号の養成医師にあつては同号ア又はウの期間中通算して2年以上、第1項第3号の養成医師にあつては同号ア又はウの期間中通算して2年以上、沿岸及び県北地域の二次医療圏に所在する公的医療機関（以下「沿岸部等公的医療機関」という。）において義務履行を行わせるものとする。ただし、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、養成医師の義務履行の期間が当該各号に定める期間を通算した期間を超え又は満たないときは、別表2の左欄に掲げる貸与期間に応じ、右欄に掲げる期間以上、沿岸部等公的医療機関において義務履行（臨床研修期間を除く。）を行わせるものとする。なお、貸与期間が2年に満たないときは、別表2に準じて配置調整機関が定めるものとする。
- (3) 第1項第1号ア若しくはイ、第2号ア又は第3号アに定める従事期間において、養成医師が公的基幹病院以外の義務履行対象施設で従事した場合、これを第1項第1号ア若しくはイ、第2号ア又は第3号アに規定する従事として義務履行したものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、養成医師が小児科又は産婦人科を専攻し、将来にわたって当該診療科の医師として従事する意思を示した場合には、地域周産期母子医療センター（協力病院を含む。以下同じ。）を設置する公的基幹病院での従事を、第1項第1号イからエ、同項第2号イ及びウ（産婦人科特別枠による養成医師が小児科を専攻した場合を除く。）又は同項第3号イ及びウに定める義務履行と認めることができる。この場合において、配置する地域については、医師不足の深刻な沿岸及び県北地域の医師確保を優先するため、当該従事の期間中通算して2年以上、沿岸部等に所在する地域周産期母子医療センターを設置する公的基幹病院において義務履行を行わせるものとする。ただし、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、養成医師の義務履行の期間が当該各号に定める期間を通算した期間を超え又は満たないときは、別表2の左欄に掲げる貸与期間に応じ、右欄に掲げる期間以上、沿岸部等に所在する地域周産期母子医療センターを設置する公的基幹病院において義務履行を行わせるものとする。なお、貸与期間が2年に満たないときは、別表2に準じて配置調整機関が定めるものとする。
- 6 医療局医師奨学資金の産婦人科特別枠による養成医師が、産婦人科業務のうち分娩を取り扱う産科医療業務に従事しなかったとき及び市町村地域枠Dによる養成医師が、総合診療科業務及び小児科業務並びに産婦人科業務のうち分娩を取り扱う産科のいずれかの診療科の医療業務に従事しなかったときは、第1項第2号、第3項及び第4項第2号の規定による義務履行の期間に加えて、別表3の左欄に掲げる貸与期間に応じ、中欄及び右欄に掲げる期間、該当する義務履行対象施設で従事

するものとする。なお、貸与期間が12年を超え、又は2年に満たないときは、別表3に準じて配置調整機関が定めるものとする。

- 7 県は、配置調整会議の意見を聴いて、次の各号のいずれにも該当する医師修学資金養成医師からの申請により、専門性（県内の地域医療を確保するために有用と認められるものの、義務履行対象施設での従事では、その獲得が困難なものに限る。）を高めるために行った県内の大学、研究機関又は義務履行対象施設以外の施設での研究医又は勤務医としての従事を、義務履行と認めることができる。

・研究又は勤務における地域医療への貢献等の状況を勘案し義務履行として認めるものであることから、既に行ったものについて、申請を受け、遡及して認定する。

- (1) 通算して8年以上義務履行（医師修学資金貸付条例第11条第2号及び第3号に該当する期間を除く。）を行っている者であって、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下、「臨床研修」という。）を終えた日の属する月の翌月の初日から起算して13年未満（ただし、第2号の規定に該当しない養成医師が、義務履行終了後も県内で医師の業務に従事することを、書面により意思表示した場合は、臨床研修を終えた日の翌月の初日から起算して14年未満とすることができる。）のものであること。

・仮に申請を受けて審査した結果、不認定とした場合、養成医師は、1年間義務履行を行う必要があることから、義務履行対象施設の配置調整に要する期間も勘案し、一部の例外を除いて返還猶予の期間（医師修学資金貸付条例第9条第1項第5号に定める知事が別に定める期間をいう。）を概ね2年以上残すものに限定する趣旨であること。

- (2) 養成医師が、現在も県内で引き続き医師の業務に従事していること。
(3) 養成医師が、将来にわたって、県内の地域医療に貢献する意思を有していること。
8 前各号の配置調整の基本方針は、おおむね5年毎を目安に、県内の医師の充足状況を踏まえて見直すものとする。

（臨床研修）

- 第6条 臨床研修については、義務履行との連動を図るため、原則として県内の臨床研修病院で行わせるものとする。ただし、市町村医師修学資金（市町村地域枠Dを除く。）の貸付けを受けて医師となった者については、やむを得ない事情により県内で臨床研修を行うことができない場合には、第7条第2項に規定する研修期間から当該臨床研修を行った期間に相当する期間を減じるものとする。
2 配置調整機関は、養成医師に対し県内での臨床研修の意義等について十分説明を行うとともに、啓発を図ることにより、県内での臨床研修の実施を強く促すものとする。
3 義務履行対象施設である県内の臨床研修病院は、臨床研修から義務履行に養成医師が円滑に移行できるよう、プログラムを作成し、養成医師を支援するものとする。

（専門研修等）

- 第7条 養成医師は、専門的な医学又は医療における必要な知識及び技術を習得するため、貸付けを受けた資金の区分に応じて、所定の手続きにより、義務履行対象施設以外で専門研修等（大学院への修学を含む。）を受けることができる。
2 県医療局、県国保連及び県は、前項の研修期間は、通算して6年間を限度とし、義務履行の期間には算定しないものとして取り扱う。ただし、養成医師が公的基幹病院等に従事しながら、週1回、義務履行対象施設以外の施設で行った研修については、前項の研修期間には算入しない。

（産休等）

- 第8条 義務履行中の産休、育児休業及び育児短時間勤務に係る義務履行期間の算定方法は、医師修学資金貸付条例施行規則（平成20年岩手県規則第17号）第9条、医療局医師奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県条例第5号）第7条及び市町村医師養成事業実施規程（平成16年岩手県国民健康保険団体連合会規程第1号）第9条の定めるところにより行うものとする。

（補則）

- 第9条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、配置調整会議の決議により定める。

別表1（第5条第3項関係）

| 貸与期間 | ア 公的基幹病院での従事 | イ 公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事 | ウ 養成医師の義務履行後の医師としての方向性を考慮した義務履行対象施設での従事 |
|------|--------------|-------------------------|---|
| 12年 | 6年0月 4年0月 | 5年0月 4年0月 | 5年0月 4年0月 |
| 11年 | 5年6月 4年0月 | 4年6月 3年6月 | 4年6月 3年6月 |
| 10年 | 5年0月 3年6月 | 4年0月 3年0月 | 4年0月 3年6月 |
| 9年 | 4年6月 3年0月 | 3年6月 3年0月 | 3年6月 3年0月 |
| 8年 | 4年0月 3年0月 | 3年0月 2年6月 | 3年0月 2年6月 |
| 7年 | 3年6月 2年6月 | 2年6月 2年0月 | 2年6月 2年6月 |
| 5年 | 2年6月 2年0月 | 1年6月 1年6月 | 1年6月 1年6月 |
| 4年 | 2年0月 2年0月 | 1年0月 1年0月 | 1年0月 1年0月 |
| 3年 | 1年6月 2年0月 | 0年6月 1年0月 | 0年6月 — |
| 2年 | 0年6月 1年6月 | — 0年6月 | 0年6月 — |

※上段は医療局医師奨学資金養成医師及び市町村地域枠D、下段は市町村医師修学資金養成医師（市町村地域枠Dを除く。）における従事期間

別表2（第5条第4項第2号、第5項関係）

| 貸与期間 | 沿岸及び県北地域の二次医療圏に所在する公的医療機関での従事 |
|------|-------------------------------|
| 12年 | 5年0月 4年0月 |
| 11年 | 4年6月 3年6月 |
| 10年 | 4年0月 3年0月 |
| 9年 | 3年6月 3年0月 |
| 8年 | 3年0月 2年6月 |
| 7年 | 2年6月 2年0月 |
| 5年 | 1年6月 1年6月 |
| 4年 | 1年0月 1年0月 |
| 3年 | 0年6月 1年0月 |
| 2年 | 0年6月 0年6月 |

※上段は医療局医師奨学資金養成医師及び市町村地域枠D、下段は市町村医師修学資金養成医師（市町村地域枠Dを除く。）における従事期間

別表3（第5条第6項関係）

| 貸与期間 | 公的基幹病院での従事 | 公的基幹病院以外の義務履行対象施設又は沿岸及び県北地域の二次医療圏に所在する公的医療機関での従事 |
|------|------------|--|
| 12年 | 2年0月 | 4年0月 |
| 11年 | 1年10月 | 3年8月 |
| 10年 | 1年8月 | 3年4月 |
| 9年 | 1年6月 | 3年0月 |
| 8年 | 1年4月 | 2年8月 |
| 7年 | 1年2月 | 2年4月 |
| 6年 | 1年0月 | 2年0月 |
| 5年 | 0年10月 | 1年8月 |
| 4年 | 0年8月 | 1年4月 |
| 3年 | 0年6月 | 1年0月 |
| 2年 | 0年4月 | 0年8月 |

附 則

この方針は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この方針は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この方針による改正後の岩手県医師奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針（以下「改正後の基本方針」という。）第5条第4項第2号の規定は、平成31年4月1日以後に臨床研修を開始する者について適用し、同日前に臨床研修を開始した者については、なお従前の例による。
- 改正後の基本方針第6条第1項の規定は、平成30年度4月1日以後に奨学金の貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。ただし、同項ただし書きの規定は、平成31年度4月1日以後に奨学金の貸付けの決定を受ける者について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この方針は、令和2年9月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この方針は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この方針は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の岩手県医師奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針の規定は、令和4年4月1日以後に奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- この方針は、令和4年6月10日から施行する。
- 改正後の岩手県医師奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針の規定は、令和4年4月1日以後に奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和5年2月2日から施行する。
- 2 改正後の岩手県医師奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針の規定は、令和5年4月1日以後に奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用する。

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医師修学資金)

1 キャリア形成プログラム（岩手県医師修学資金）とは

将来地域医療に従事する意思を持ち、岩手医科大学医学部の地域枠入試制度により岩手医科大学医学部に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画）の適用を受けることとなります（医療法規定）。

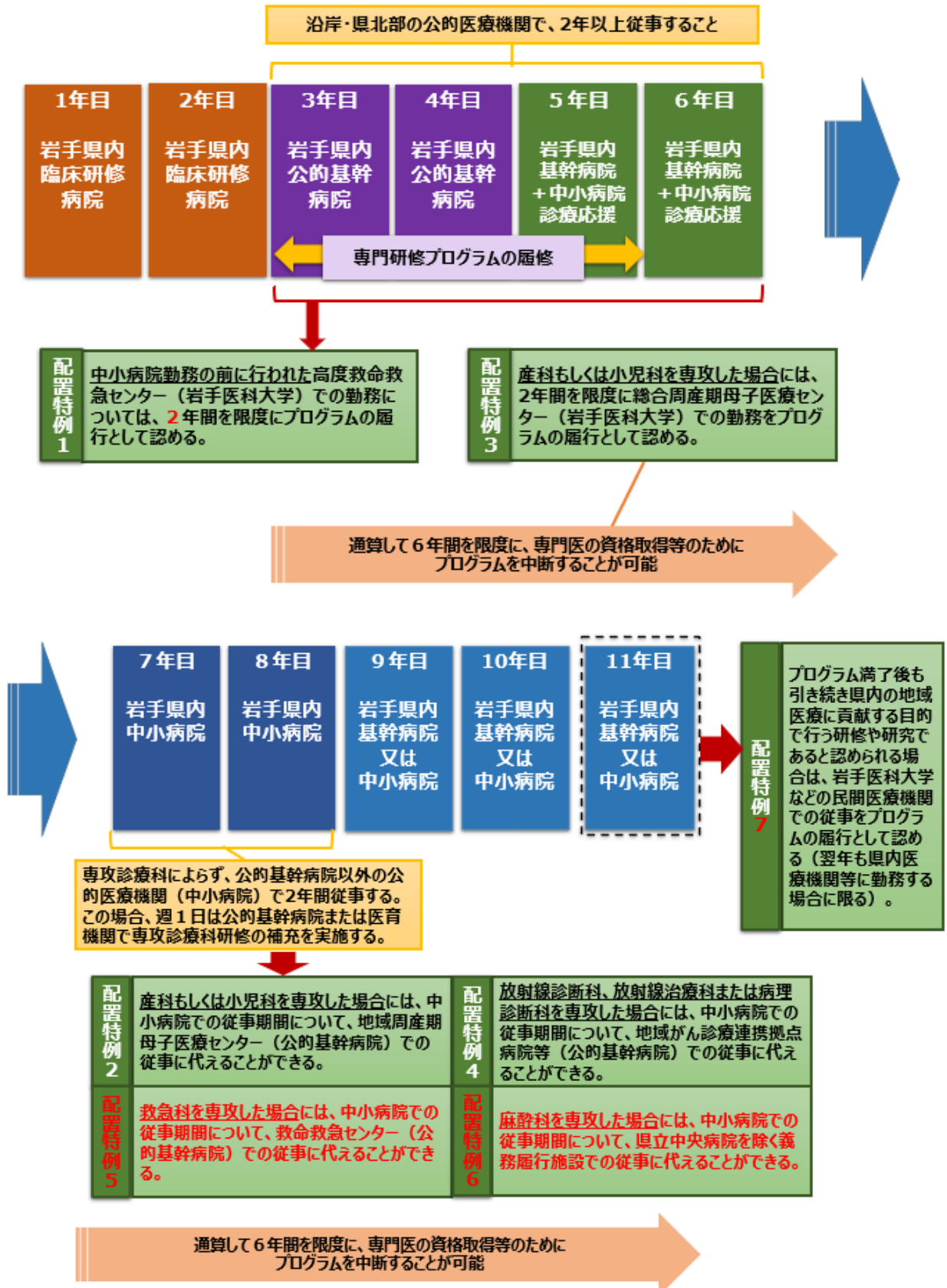
2 キャリア形成プログラムの詳細

| | |
|--------------|--|
| (1) プログラム対象者 | 岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）により同大学に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けて医師となった者 |
| (2) プログラム期間 | 11年間 |
| (3) 診療科の制限 | 診療科の専攻に関する制限はなし 【参考】19基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療 |
| (4) 勤務要件 | <p>【配置基本ルール】</p> <p>① 県内の臨床研修病院における臨床研修の実施（2年間）</p> <p>② 臨床研修後に公的基幹病院での従事（2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム対象者の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。 ・ 専攻診療科の研修のほか、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修（研修プログラムは公的基幹病院で別途作成）もあわせて行う。 <p>③ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療の実施（2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的基幹病院に勤務しながら原則週1～2日（応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める）の公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療を基本とする。 ・ ②を経ずに③を実施することも認める。 ・ ②において県央・県南地域の医療機関（県立中央病院、県立中部病院、県立胆沢病院、県立磐井病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院、）に配置した養成医師は、原則として沿岸・県北地域の医療機関に配置する。 <p>④ 公的基幹病院以外のプログラム対象施設（その他公的医療機関）での従事（2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム対象者の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外のプログラム対象施設に配置する。 ・ 週1日は、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を行うことも認める。 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>(4) 勤務要件（続き）</p> | <p>⑤ 養成医師のプログラム満了後の医師としての方向性を考慮したプログラム対象施設での従事（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム満了後の県内勤務を見据え、プログラム対象者の専攻診療科を考慮して配置する。 <p>【配置基本ルールの運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に示した配置基本ルールについて、①の臨床研修後は原則として②を最初に実施するものとし、③から⑤については、県内の医師不足の状況やプログラム対象者の個々の事情に応じて順番を適宜変更する場合がある。 また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定する。 ○ ②もしくは③における沿岸・県北部での従事義務（2年間）と④の従事義務を同時に履行することはできない。 【例】沿岸部におけるその他公的医療機関での勤務は、④の履行として扱う。 ○ ④の公的基幹病院以外でのプログラム対象施設での勤務より前に行われた岩手県高度救命救急センター（岩手医科大学）での勤務については、2年間の限度にプログラムの履行期間として認める。【配置特例1】 ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、③及び④について、地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例2】 ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、2年間の限度に総合周産期母子医療センター（岩手医科大学）での勤務をプログラムの履行として認める。【配置特例3】 ○ プログラム対象者が、放射線診断科、放射線治療科または病理診断科を専攻した場合は、③及び④について、地域がん診療連携拠点病院等（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例4】 ○ プログラム対象者が、救急科を専攻した場合は、③及び④について、救命救急センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例5】 ○ プログラム対象者が、麻酔科を専攻した場合は、③及び④について、県立中央病院を除く義務履行施設での従事に代えることができる。【配置特例6】 ○ ⑤の最後の1年間について、プログラム対象者がプログラム満了後も引き続き県内の地域医療に貢献する目的で行う研修や研究であると認められる場合は、岩手医科大学附属病院などの民間医療機関での従事をプログラムの履行として認める（翌年も県内医療機関等に勤務する場合に限る）。 【配置特例7】 |
| <p>(5) プログラムの一時中断</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム対象者は、専門的な医学または医療における必要な知識及び技術を習得するため、プログラム期間内にプログラム対象施設以外で研修を受けることができるが、この期間は通算して6年を限度とし、プログラムの一時中断期間として取り扱うものとする（配置特例1、3、5を除く）。 ○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱うものとする。ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含む。 |
| <p>(6) プログラム期間中の身分</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム対象者のプログラム履行期間の身分については、配置先の医療機関の雇用による当該医療機関の職員とする。 |

| | |
|----------------|--|
| (7) プログラムの適用解除 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があって例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認めるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除する。 ○ プログラムの適用が解除された場合、年率9%の利息を付して修学資金を返還することとなるもの。 |
|----------------|--|

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム (地域枠A)

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

| 勤務先 ※1 | 備考 | プログラム履行先 ※4 |
|--|--|--|
| ① 臨床研修 (2年) | ○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施 | <①臨床研修病院：11 病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院 |
| ↓ 専門研修・大学院等(通算6年可) ※2 【配置特例3】 岩手医科大学総合周産期母子医療センターでの義務履行 | | |
| ② 公的基幹病院勤務 (2年) | ○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリーケアの総合診療的スキルの習得研修も実施 | <②公的基幹病院：10 病院> 岩手医科大学附属病院以外の臨床研修病院に同じ |
| ↓ 専門研修・大学院等 ※2 | | |
| ③ 公的基幹病院勤務＋ その他医療機関への 応援診療 (2年) | ○ 公的基幹病院に勤務しながら、週1～2日をその他公的医療機関で勤務 | 【配置特例1】 高度救命救急センターでの義務履行 |
| ↓ ②③通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること | | |
| ④ その他医療機関勤務 (2年) | ○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら、週1日公的基幹病院または医育機関で専攻診療科研修の補充を実施 | <④その他医療機関：52 機関> ●北上済生会病院 ※3 ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○済生会岩泉病院 ○種市病院 ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田 ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C |
| ↓ 専門研修・大学院等 ※2 | | |
| ⑤ 公的基幹病院または その他医療機関勤務 (3年) | ○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置 | |

※1 ②～⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。

※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。

※3 「④その他医療機関勤務」でのプログラム履行期間として認める年数は1年を上限とする。

※4 プログラム履行先は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合がある。

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医療局医師奨学資金)

1 キャリア形成プログラム（岩手県医療局医師奨学資金）とは

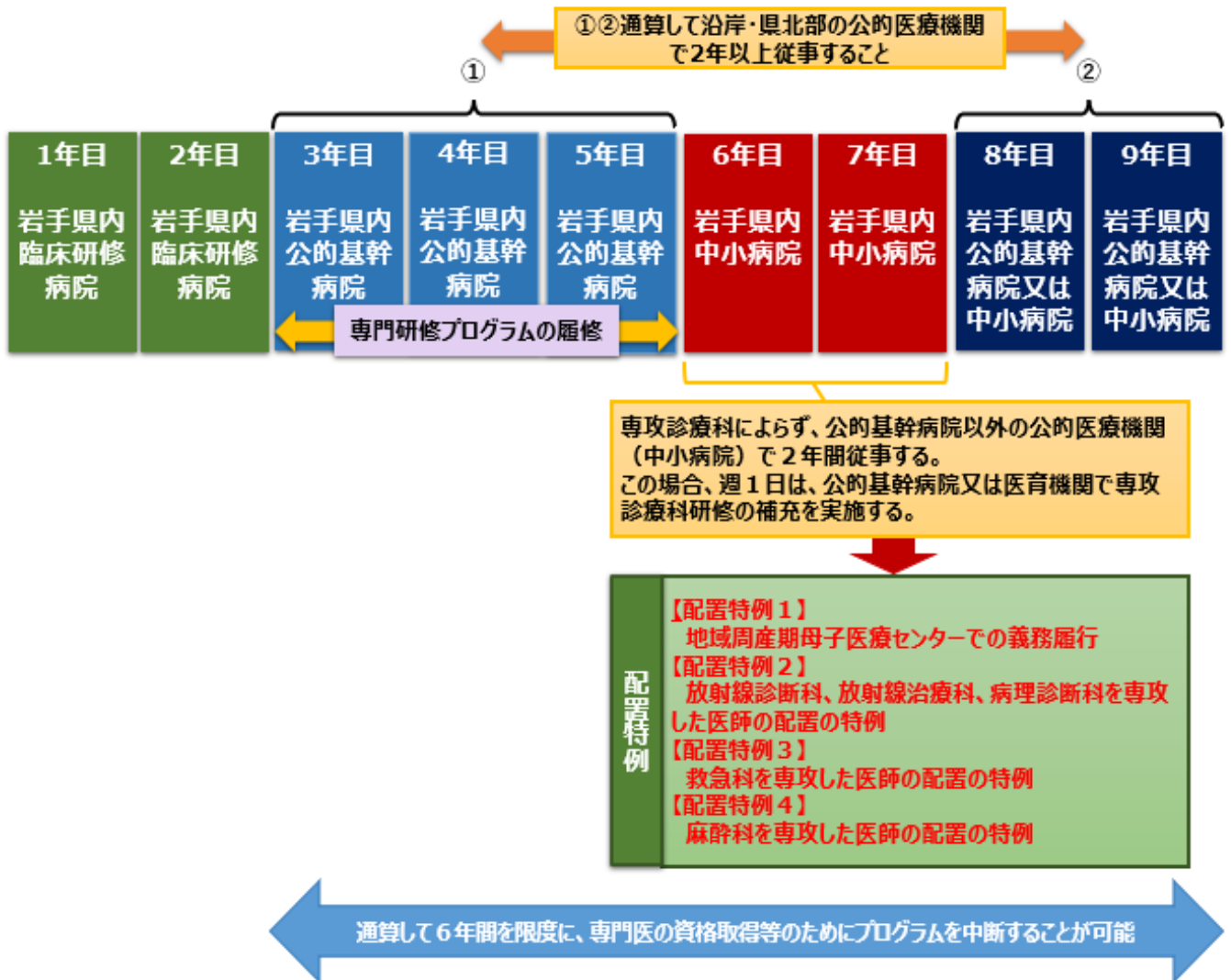
将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠入試制度により岩手医科大学医学部若しくは東北大学医学部に入学し、岩手県医療局から奨学資金の貸与を受けた医師は、岩手県医療局が策定したキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画）の適用を受けることとなります（医療法規定）。

2 キャリア形成プログラムの詳細

| | |
|----------------|--|
| (1) プログラム対象者 | <p>次の地域枠入試制度により入学し、岩手県医療局から医療局医師奨学資金の貸与を受けて医師となった者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠B（東北出身者枠） （以下「地域枠B」という） ② 岩手医科大学一般選抜地域枠C（全国枠）（以下「地域枠C」という） ③ 東北大学医学部医学科岩手県地域枠入試（以下「東北大地域枠」という） |
| (2) プログラム期間 | 原則9年間 |
| (3) 診療科の制限 | <p>診療科の専攻に関する制限はなし</p> <p>【参考】19 基本領域</p> <p>内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療</p> |
| (4) 勤務要件 | <ul style="list-style-type: none"> ① 臨床研修（2年間）は県内の臨床研修病院で行うこと。 ② 公的基幹病院で3年間勤務すること。 ③ その他医療機関で2年間勤務すること。（規模要件） ④ 公的基幹病院又はその他医療機関で2年間勤務すること。 <p>※1 ②と④通算して2年間以上は県北・沿岸部の医療機関で勤務すること。（地域要件）</p> <p>※2 地域要件と規模要件の同時履行はできません。</p> <p>※3 産科もしくは小児科を専攻した場合は、規模要件について、地域周産期母子医療センターでの勤務に代えることができます。【配置特例1】</p> <p>※4 放射線診断科、放射線治療科または病理診断科を専攻した場合は、規模要件について、地域がん診療連携拠点病院等での勤務に代えることができます。【配置特例2】</p> <p>※5 救急科を専攻した場合は、規模要件について、救命救急センター（公的基幹病院）での勤務に代えることができます。【配置特例3】</p> <p>※6 麻酔科を専攻した場合は、規模要件について、県立中央病院を除く義務履行施設での勤務に代えることができます。【配置特例4】</p> |
| (5) プログラムの一時中断 | <p>○ 医師としてのキャリア形成（専門医資格や学位取得等）を目的とする大学等での研修は、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱い、通算して6年間で限度に認めるものとします。</p> |


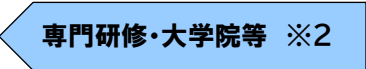


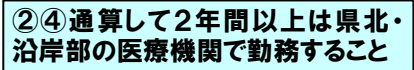

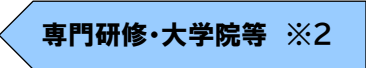
| | |
|----------------|--|
| | ○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱います。ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含みます。 |
| (6) プログラムの適用解除 | ○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があって例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認められるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除します。 ○ プログラムの適用が解除された場合は、年率9%の利息を付して奨学資金を返還することとなります。 |

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム (地域枠 B、地域枠 C、東北大地域枠)

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

| 勤務先 ※1 | 備考 | プログラム履行先 ※4 |
|---|--|---|
| ① 臨床研修 (2年) | ○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施 | <①臨床研修病院：11 病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院 |
|   専門研修・大学院等 ※2 | | |
| ② 公的基幹病院 勤務 (3年) | ○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリーケアの総合診療的スキルの習得研修も実施 | <②公的基幹病院：9 病院> 臨床研修病院のうち県立病院及び盛岡市立病院 ※3 |
|   専門研修・大学院等 ※2  ②④通算して2年間以上は県北・沿岸部の医療機関で勤務すること | | |
| ③ その他医療機関 勤務 (2年) | ○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置 ※【配置特例1】 地域周産期母子医療センターでの義務履行 ※【配置特例2】 放射線診断科、放射線治療科、病理診断科を専攻した医師の配置の特例 ※【配置特例3】 救急科を専攻した医師の配置の特例 ※【配置特例4】 麻酔科を専攻した医師の配置の特例 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を実施 | <③その他医療機関：49 機関> ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○種市病院 ▲安代 ▲山田 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 |
|   専門研修・大学院等 ※2 | | |
| ④ 公的基幹病院 又はその他医療 機関勤務 (2年) | ○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置 | |

- ※1 ②～⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。
- ※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。
- ※3 市町村立病院での勤務は、貸付期間の3分の1を超えない期間を限度とする。
- ※4 プログラム履行先は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合がある。

岩手県キャリア形成プログラム (市町村医師養成修学資金)

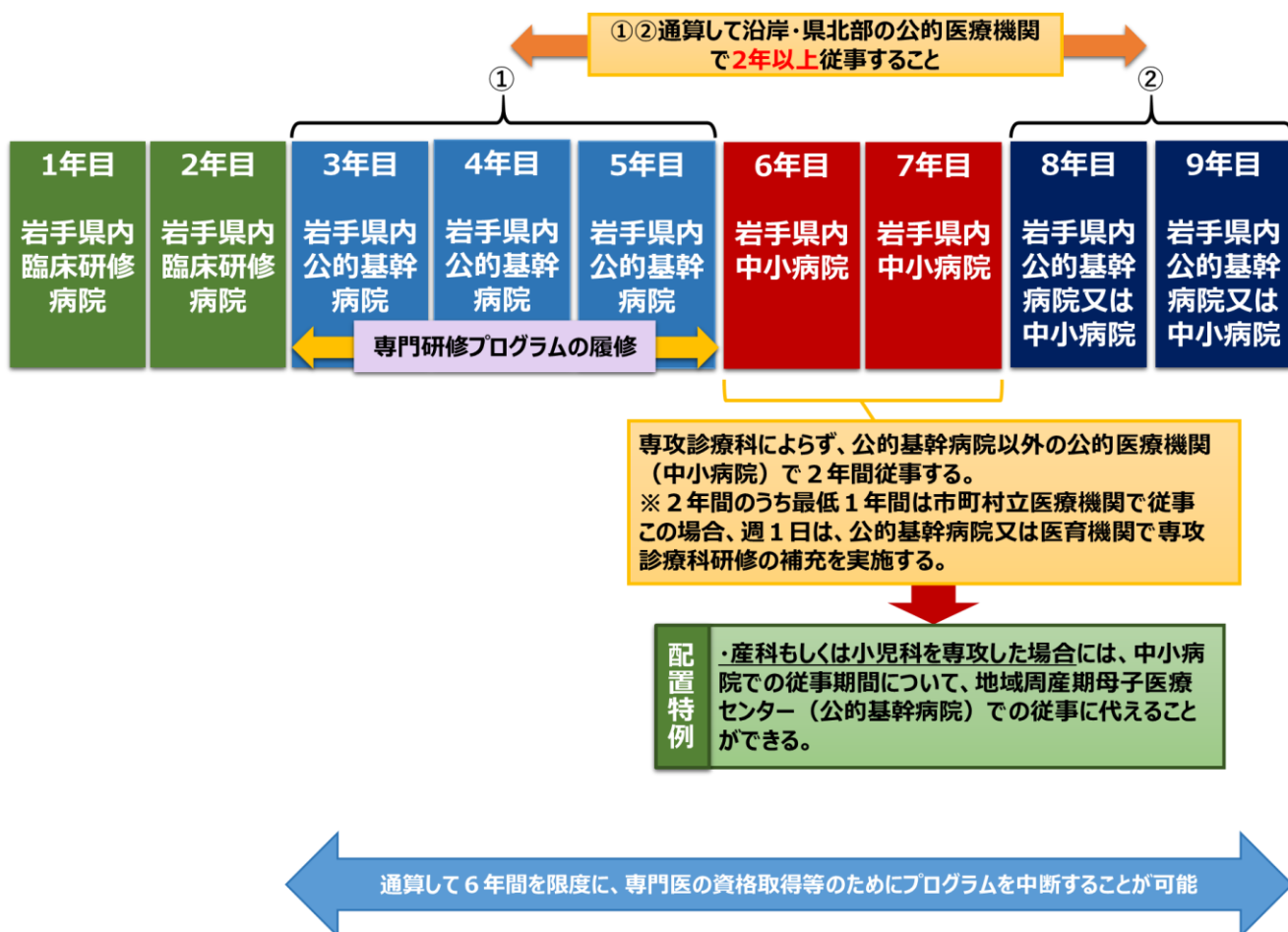
1 キャリア形成プログラム（市町村医師養成修学資金）とは

将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠入試制度により岩手医科大学医学部に入学し、岩手県国民健康保険団体連合会から修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画）の適用を受けることとなります（医療法規定）。

2 キャリア形成プログラムの詳細





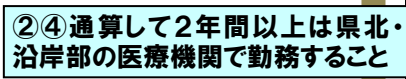



| | |
|----------------|---|
| (1) プログラム対象者 | 次の地域枠入試制度により入学し、岩手県国民健康保険団体連合会から市町村医師養成修学資金の貸与を受けて医師となった者 岩手医科大学一般選抜地域枠D（以下「地域枠D」という） |
| (2) プログラム期間 | 原則9年間（貸与期間の1.5倍に相当する期間） |
| (3) 診療科の制限 | 総合診療科、小児科、産婦人科 |
| (4) 勤務要件 | <p>① 臨床研修（2年間）は県内の臨床研修病院で行うこと。 ② 公的基幹病院で3年間勤務すること。 ③ その他医療機関で2年間勤務すること（うち少なくとも1年間は市町村立医療機関で勤務）。（規模要件） ④ 公的基幹病院又はその他医療機関で2年間勤務すること。</p> <p>※1 ②と④通算して2年間以上は県北・沿岸部の医療機関で勤務すること。（地域要件） ※2 地域要件と規模要件の同時履行はできません。 ※3 産科もしくは小児科を専攻した場合は、規模要件について、地域周産期母子医療センターでの勤務に代えることができます。</p> |
| (5) プログラムの一時中断 | <p>○ 医師としてのキャリア形成（専門医資格や学位取得等）を目的とする大学等での研修は、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱い、通算して6年間を限度に認めるものとします。 ○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱います。ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含まれます。</p> |
| (6) プログラムの適用解除 | <p>○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があって例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認められるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除します。 ○ プログラムの適用が解除された場合は、年率9%の利息を付して修学資金を返還することとなります。</p> |

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム (地域枠 D)

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

| 勤務先 ※1 | 備考 | プログラム履行先 ※5 |
|--|---|---|
| ① 臨床研修 (2年) | ○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施 | <①臨床研修病院：11 病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院 |
|   | | |
| ② 公的基幹病院 勤務(3年) | ○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリーケアの総合診療的スキルの習得研修も実施 | <②公的基幹病院：9 病院> 臨床研修病院のうち県立病院、盛岡市立病院 |
|     | | |
| ③ その他医療機関 勤務(2年) ※3 | ○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置 ※産科もしくは小児科を専攻した場合は、③の期間においても地域周産期母子医療センター(公的基幹病院)での勤務が可能 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を実施 | <③その他医療機関：53 機関> (市町村立病院) ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ●北上済生会病院 ※4 ○種市病院 ○済生会岩泉病院 (市町村立診療所) ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田 (県立病院) ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター (県立診療センター) ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C |
|   | | |
| ④ 公的基幹病院 又はその他医療 機関勤務(2年) | ○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置 | |

- ※1 ②～④の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。
- ※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。
- ※3 「③その他医療機関勤務」の2年間のうち、少なくとも1年間は市町村立医療機関に配置となる。
- ※4 「③その他医療機関勤務」でのプログラム履行期間として認める年数は1年を上限とする。
- ※5 プログラム履行先は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合がある。

岩手県キャリア形成プログラム

東北医科薬科大学修学資金枠（A方式）

1 キャリア形成プログラム（東北医科薬科大学修学資金枠（A方式））とは

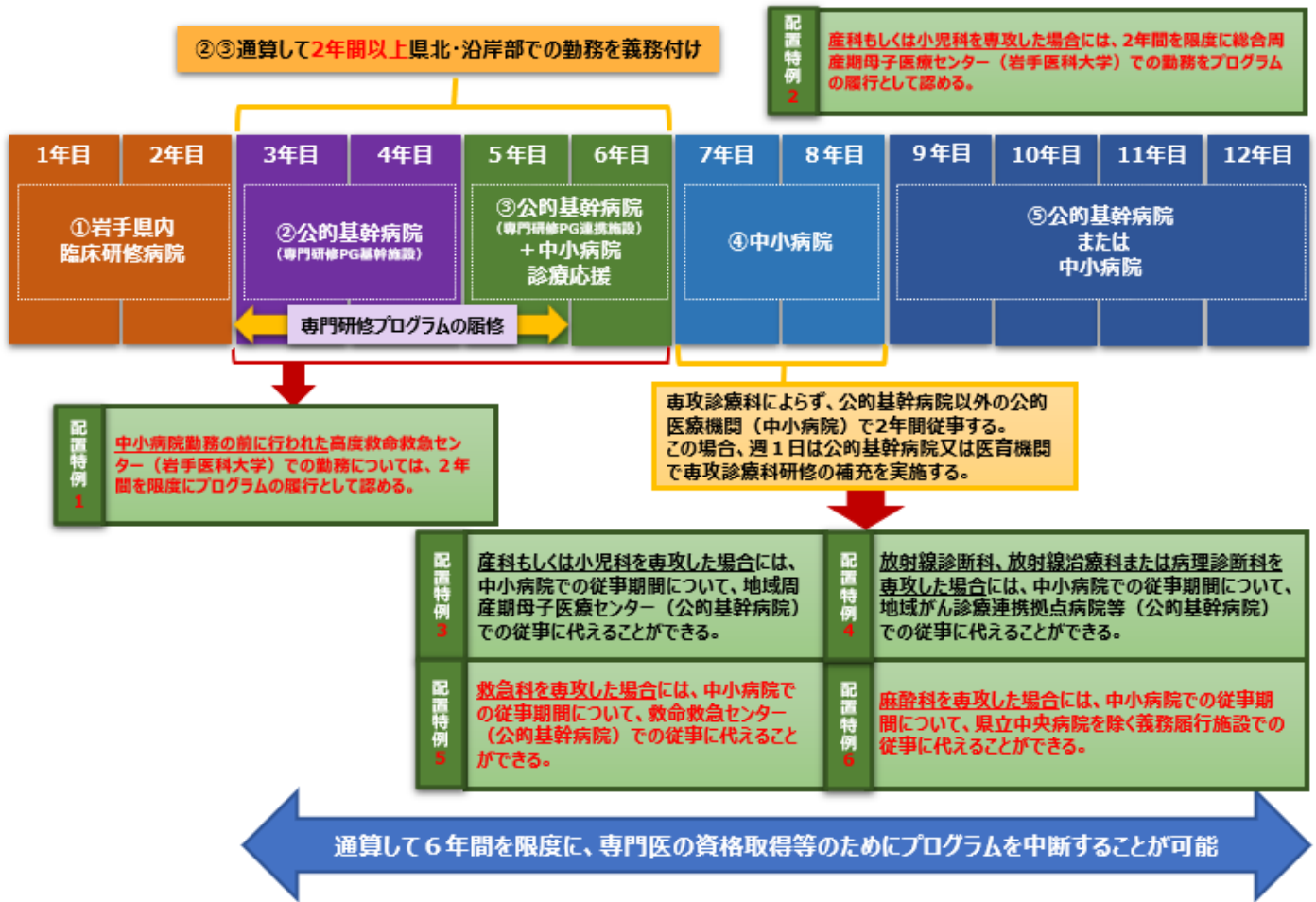
将来地域医療に従事する意思を持ち、修学資金枠（A方式）入試制度により東北医科薬科大学医学部に入学し、東北医科薬科大学から修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画）の適用を受けることとなります。（医療法の規定による）

2 キャリア形成プログラムの詳細

| | |
|--------------|---|
| (1) プログラム対象者 | 次の入試制度により医師となった者 東北医科薬科大学修学資金枠（A方式）入試制度【岩手県枠】 |
| (2) プログラム期間 | 12年間 |
| (3) 診療科の制限 | 診療科の専攻に関する制限はなし 【参考】19基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療 |
| (4) 勤務要件 | <p>【配置基本ルール】</p> <p>① 県内の臨床研修病院における臨床研修の実施（2年間）</p> <p>② 臨床研修後に公的基幹病院での従事（2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム対象者の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。 ・ 専攻診療科の研修のほか、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修（研修プログラムは公的基幹病院で別途作成）もあわせて行う。 <p>③ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療の実施（2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的基幹病院に勤務しながら原則週1～2日（応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める）の公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療を基本とする。 ・ ②を経ずに③を実施することも認める。 ・ ②において県央・県南地域の医療機関（県立中央病院、県立中部病院、県立胆沢病院、県立磐井病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院）に配置した養成医師は、原則として沿岸・県北地域の医療機関に配置する。 <p>④ 公的基幹病院以外のプログラム対象施設（その他公的医療機関）での従事（2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム対象者の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外のプログラム対象施設に配置する。 ・ 週1日は、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を行うことも認める。 |





| | |
|-----------------------|--|
| <p>(4) 勤務要件（続き）</p> | <p>⑤ 養成医師のプログラム満了後の医師としての方向性を考慮したプログラム対象施設での従事（４年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム満了後の県内勤務を見据え、プログラム対象者の専攻診療科を考慮して配置する。 <p>【配置基本ルールの運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に示した配置基本ルールについて、①の臨床研修後は原則として②を最初に実施するものとし、③から⑤については、県内の医師不足の状況やプログラム対象者の個々の事情に応じて順番を適宜変更する場合がある。 ○ 各医療機関でのプログラム履行は１か月単位で認定する。 ○ ②もしくは③における沿岸・県北部での従事義務（２年間）と④の従事義務を同時に履行することはできない。 【例】沿岸部におけるその他公的医療機関での勤務は、④の履行として扱う。 ○ ④の公的基幹病院以外でのプログラム対象施設での勤務より前に行われた岩手県高度救命救急センター（岩手医科大学）での勤務については、２年間の限度にプログラムの履行期間として認める。【配置特例１】 ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、④について、地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例２】 ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、２年間の限度に総合周産期母子医療センター（岩手医科大学）での勤務をプログラムの履行として認める。【配置特例３】 ○ プログラム対象者が、放射線診断科、放射線治療科または病理診断科を専攻した場合は、④について、地域がん診療連携拠点病院等（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例４】 ○ プログラム対象者が、救急科を専攻した場合は、④について、救命救急センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例５】 ○ プログラム対象者が、麻酔科を専攻した場合は、④について、県立中央病院を除く義務履行施設での従事に代えることができる。【配置特例６】 |
| <p>(5) プログラムの一時中断</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム対象者は、専門的な医学又は医療における必要な知識及び技術を習得するため、プログラムの期間内にプログラム対象施設以外（県内に限る）で研修を受けることができるが、この期間は通算して６年を限度とし、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱うものとする。 ○ 上記の一時中断期間とは別に、育児休業、介護休暇及び休職については、プログラムの一時中断期間として取り扱う。ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含む。 |
| <p>(6) プログラムの適用解除</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラムの適用が解除された場合、年率 10%の利息を付して奨学金を返還することとなる。 |

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム 東北医科薬科大学修学資金枠（A方式）

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

| 勤務先 ※1 | 備考 | プログラム履行先 ※4 |
|--|---|---|
| ① 臨床研修（2年） | ○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施 | <①臨床研修病院：11 病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院 |
|  専門研修・大学院等(通算6年可) ※2 【配置特例3】※5 岩手医科大学総合周産期母子医療センターでの義務履行 | | |
| ② 公的基幹病院勤務（2年） | ○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリーケアの総合診療的スキルの習得研修も実施 | <②公的基幹病院：10 病院> 岩手医科大学附属病院以外の臨床研修病院に同じ |
|  専門研修・大学院等 ※2 | | |
| ③ 公的基幹病院勤務＋その他医療機関への応援診療（2年） | ○ 公的基幹病院に勤務しながら、週1～2日をその他公的医療機関で勤務 | ②③通算して2年間以上は県北・沿岸部の医療機関で勤務すること 【配置特例1】※5 高度救命救急センターでの義務履行 |
|  専門研修・大学院等 ※2 | | |
| ④ その他医療機関勤務（2年） | ○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置 ○ 週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充が可能 ○【配置特例2】 地域周産期母子医療センターでの義務履行 ○【配置特例4】 放射線診断科、放射線治療科、病理診断科を専攻した医師の配置の特例 ○【配置特例5】 救急科を専攻した医師の配置の特例 ○【配置特例6】 麻酔科を専攻した医師の配置の特例 | <④その他医療機関：52 機関> ■遠野病院 ■江刺病院 ■千厩病院 ■大東病院 □高田病院 ◇釜石病院 □大槌病院 ■南光病院 □一戸病院 ■いわてリハビリテーションセンター ■療育センター ●北上済生会病院 ※3 ●総合水沢病院 ●八幡平市立病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○種市病院 ■東和病院 □山田病院 □軽米病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ○済生会岩泉病院 ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央（遠野） ▲前沢 ▲衣川 ▲金ケ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田 |
|  専門研修・大学院等 ※2 | | |
| ⑤ その他医療機関勤務又は公的基幹病院勤務（4年） | ○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置 | |

- ※1 ②～⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。
- ※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。
- ※3 「④その他医療機関勤務」でのプログラム履行期間として認める年数は1年を上限とする。
- ※4 プログラム履行先は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合がある。
- ※5 岩手医科大学総合周産期母子医療センター及び高度救命救急センターでの義務履行は、それぞれ2年を上限とする。